

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約による こととした 会計法令の根拠 条文及び理由 （企画競争 又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
南目宿舍 19・20号棟 昇降機 保守点検役務	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	日本オーチス・エレベータ (株) 東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町 一丁目3番1号		一般競争を実施したが再度 の入札を実施しても落 札者がいないため(根拠 法令:千決令第99条の 2)	3,961,100	3,946,800	99.6%					
防衛マイクロ 手倉山通信中継所 で使用する電気	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	ゼロワットパワー(株) 千葉県柏市若芝178-4		一般競争を実施したが再度 の入札を実施しても落 札者がいないため(根拠 法令:千決令第99条の 2)		1,685,190						単価契約
陸上自衛隊 仙台駐屯地 で使用する電気	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	東北電力(株) 宮城支店 宮城県仙台市青葉区中央4 -1-6		提供を行うことが可能な 業者がないため(根拠 法令:会計法29条の3第 4項)		162,837,420						単価契約
陸上自衛隊 反町分屯地 で使用する電気	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	東北電力(株) 宮城支店 宮城県仙台市青葉区中央4 -1-6		提供を行うことが可能な 業者がないため(根拠 法令:会計法29条の3第 4項)		14,081,770						単価契約
自衛隊仙台病院 で使用する電気	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	東北電力(株) 宮城支店 宮城県仙台市青葉区中央4 -1-6		提供を行うことが可能な 業者がないため(根拠 法令:会計法29条の3第 4項)		24,753,885						単価契約
後納郵便料 ほか1件	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	日本郵便(株) 仙台東郵便 局 宮城県仙台市宮城野区原町 6-2		提供を行うことが可能な 業者がないため(根拠 法令:会計法29条の3第 4項)		2,147,160						単価契約
自衛隊仙台病院で使 用する都市ガス	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	仙台市ガス事業管理者 宮城県仙台市宮城野区幸町 5-13-1		提供を行うことが可能な 業者がないため(根拠 法令:会計法29条の3第 4項)		28,292,091						単価契約
仙台駐屯地 上水道料ほか1件	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	仙台市水道事業管理者 宮城県仙台市太白区南大野 田29-1		提供を行うことが可能な 業者がないため(根拠 法令:会計法29条の3第 4項)		195,188,323						単価契約
自衛隊仙台病院 上水道 ほか1件	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	仙台市水道事業管理者 宮城県仙台市太白区南大野 田29-1		提供を行うことが可能な 業者がないため(根拠 法令:会計法29条の3第 4項)		10,005,452						単価契約
反町分屯地 上水道料	分任契約担当 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科長 松浦泰敬 宮城県仙台市宮城野区南目館 1-1	令和4年4月1日	松島町長 宮城県宮城郡松島町高城1 0		提供を行うことが可能な 業者がないため(根拠 法令:会計法29条の3第 4項)		3,613,330						単価契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 (注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。